

予算編成方針

I 総括的事項

1 国の平成25年度予算編成の動向

我が国の経済社会は、東日本大震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約、超高齢化社会の到来といった様々な困難に直面している。他方、財政においては、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常化したことから、長期債務残高が大きく増加し、経済や国民生活に極めて大きな悪影響を及ぼしかねない状況である。

こうした中、日本再生のための重点分野に大胆に予算を配分するとともに、社会保障分野を含め、聖域を設けず、歳出全般を見直すことで、経済成長と財政健全化を両立し、日本経済の再生を図っていくことが必要である。

このような基本認識のもと、国の平成25年度予算編成については、省庁の枠を超えた府省横断的な横割りの予算配分の徹底のため、経費の10%削減などにより捻出された財源を、日本再生戦略に定めた重点分野に投入することなどを基本に、現在、予算編成作業が進められている。

2 地方財政の状況等

地方財政の状況は、長引く景気の低迷により地方税収が大幅に回復することは期待できず、一方で、少子高齢化などに伴い社会保障関係経費が増加するとともに、臨時財政対策債の発行などに伴い、債務残高が平成24年度末で200兆円程度となる見込みであり、その元利償還が将来の財政を圧迫する要因となることが想定されるなど極めて深刻である。

一方で、地域主権一括法の成立や補助金等の一括交付金化など、地方分権の環境整備はますます加速している。こうした中、市町村は、住民に最も身近な自治体として、さまざまな住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応していく必要がある。そのためには、これまで以上に柔軟かつ持続可能な財政基盤の構築、並びに自主性・自立性を高めた行政経営体への転換が必要である。

3 本市の財政環境

本市の一般会計は、平成23年度決算では、実質収支が8億円の黒字となったものの、財政運営の根幹を成す市税収入、地方交付税などが大幅に減少したことにより、実質単年度収支は16億円の赤字となった。歳出面においても、扶助費が大幅に伸びるなど、義務的経費総額が増加しており、持続的かつ安定的な財政運営を行っていると言えるまでには至っていない。

今後の国の予算編成や地方交付税の動向については不透明な点が多いが、平成25年度においても、次のような厳しい財政運営が見込まれる。

(1) これまでの景気後退局面が持ち直しに向かうものと期待されるものの、地方税収の大幅な伸びは期待できない状況にある。

- (2) 歳出面では、景気の低迷や少子高齢化などの影響により、扶助費の増加傾向が続くことが想定される。また、近年の地方財政対策による臨時財政対策債の発行が大幅に増加していることから、今後の公債費の増大が見込まれる。
- (3) 財政調整基金及び減債基金の合計残高は、平成23年度において増加したものの、今後の厳しい財政状況を踏まえると、一定の取り崩しが必要となることも想定される。

4 平成25年度予算編成について

(1) 財源確保の原則

社会保障・税一体改革や東日本大震災・原発事故からの復興に係る経費などの影響による地方への財政措置、補助金等の一括交付金化に伴う財源配分など、地方財政を取り巻く環境は一層不透明な状況となっている。

歳入面では、地価下落による固定資産税の減少、歳出面では、扶助費の増加などより厳しい予算編成となることが想定される。

本市において、平成25年度は第2期の行財政健全化計画の最終年度であることを踏まえ、危機意識と改革意欲を持って、徹底した事務事業の効率化を図るとともに、市民が真に必要とする施策を実施するため、限られた財源を戦略的に重点配分し、本市の将来像である「心おどる水都・とくしま」の実現に向け、取り組んでいくことが重要である。

そのため、恒久的な財政需要を伴う事業を行う際には、原則、恒久的な歳出の削減または歳入の確保措置などにより、それに見合う財源を確保するものとする。

さらに、持続可能な財政運営の構築を図るため、税収の確保・拡大に資する施策や歳出抑制に繋がる施策の実施など、歳入・歳出両面の取組みについて検討を行い、予算措置にあたっては、この恒久的な歳入確保額または歳出抑制額に相当する金額の範囲内において、その努力を最大限尊重するものとする。

(2) 予算編成の基本方針

次の3つの基本方針に基づき、予算編成は積み上げ方式で行うものとし、すべての事務事業の見直しを進めることによって、経費の削減を行い、この削減額を新たな財政需要の財源に充当し、予算配分の重点化を促進するものとする。

心おどる水都・とくしまの実現

時代の変化に的確に対応し、本市のさらなる発展のため、総合計画に掲げられた「元気とくしま」「安心とくしま」「信頼とくしま」の3つのまちづくりの基本理念に基づき、「心おどる水都・とくしま」の実現を目指していくこととしている。

そのため、本市が持続的に発展していくための成長分野において高い成果が期待される施策や、喫緊の課題となっている次の重点分野に対し、限られた財源を優先的に配分することとする。

- i 本市の未来を担う子どもの育成に関する分野

- ii 南海トラフの巨大地震対策など防災・減災に関する分野
- iii 地域の活性化や都市活力の創出に関する分野

安定的・弾力的な財政構造への転換

義務的経費の比率は依然として高水準にあり、財政構造の硬直化が続いていることから、引き続き内部管理経費の徹底した節減に努める。

また、将来を見据え、さまざまな環境の変化に対し、柔軟に財政運営を行っていくため、基金の取り崩しによる収支均衡に歯止めをかけ、基金に頼らない財政運営の構築を目指す。

分権新時代に対応した的確な行財政運営の実現

地域主権一括法の成立や補助金等の一括交付金化など、地方分権の環境が加速する中、四国東部圏域の中核都市として、これまで以上に自主性・自立性を高め、創意工夫を図り、多様な政策課題に機動的かつ弾力的に対応できる行財政運営の実現を図る。

こうしたことから、予算要求にあたっては、市民に最も身近な行政主体として、知恵と工夫を活かし、最少の経費で最大の効果をあげられるよう、まずは各部局内で十分に予算の調整を行うこと。

また、特別・企業会計については、資金不足の基準の導入や会計制度の見直しなど、各会計の自由度が向上する一方で、これまで以上に自己判断と自己責任が問われることになる。そのため、経営基盤の強化など、自助努力による経営の見直しを念頭におきつつ、経営健全化に向け、対策を講じること。

なお、さまざまな分野において、補助金等の一括交付金化など制度改正による影響が想定されるため、財政課を中心に全庁をあげて情報収集に努めるとともに、柔軟かつ適切な対応を行うこと。

こうしたことを踏まえ、次により予算編成を行うものとする。

① 歳入について

ア 市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、歳入全体の約半分を占めている重要な財源であるとの認識に立ち、より一層課税客体・課税標準の的確な把握及び徴収率の向上に努め、収入の確保に万全を期すること。

イ 市債依存度の低減

財政構造の弾力性を確保し、長期的に健全な財政運営に資するため、実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担軽減を図っていくものとする。

したがって、元利償還金に対して後年度に交付税措置のある有利な事業への配

慮など起債対象事業の選択に努めること。

ウ 財産収入の確保等

遊休財産の有効活用を検討するとともに、未利用財産の早期処分による財産収入の確保に努めること。

エ 新たな財源の確保等

民間広告を掲載するなど、新たな財源の確保に努めること。

国の交付金制度の積極的な活用等を行い、財源の確保に努めること。

使用料・手数料の適正化に努めること。

② 歳出について

ア 財源の戦略的な重点配分

施策や事業の選択にあたっては、優先順位について厳しい選択を行い、その重要性、緊急性を慎重に検討するとともに、将来における財政負担についても十分考慮したうえで、財源の戦略的な重点配分を行うものとする。

イ 歳入確保・歳出抑制に繋がる施策の推進

持続可能な財政運営の構築を図るため、新たな財源の確保や税収等の歳入の拡大に資する施策、並びに扶助費等の増加傾向に鑑み、歳出の抑制に繋がる施策を推進するものとする。

ウ 事務事業の見直しと経費の削減

事務事業を遂行するにあたっては、最少の経費で最大の効果を上げることが不可欠である。したがって、制度の根幹にまで踏み込んだ見直しにより、時代の進展に伴い意義の薄れた既存の制度・施策については、廃止も含め、整理・統合化を図ることや民間活力を積極的に導入するなど、行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応した、より効果的な行政サービスの提供に努めること。

事務事業の見直しにあたっては、事業間の優先度、成果とコスト等を十分に分析し、ゼロベースから徹底的に見直しを進めるものとする。

限られた財源の重点的配分をより効率的に行うため、管理的経費等の経常経費については、常に費用対効果の再点検を行い、聖域を設けることなく徹底した経費の削減を図っていくものとする。

エ 国・県支出金等を伴う事業

国・県支出金を伴う事業及び地方交付税に算入がなされるような事業については、その行政効果及び必要度・緊急度を十分検討するとともに、将来の財政負担等も考慮して、国・県支出金の適切な確保に努めること。

また、国・県の動向等には常に留意し、予算編成過程において財源等に変更が

生じた場合は、その都度協議するものとする。また、補助金等の一括交付金化による補助制度の見直しや、県単独補助金などについて、廃止・縮減の動きがある場合は、十分に動向を把握するとともに、事業内容の見直しや経費の節減に努めること。

オ 権限移譲される事業の精査

県から権限移譲される事業については、県と十分協議し、事業内容及び必要経費等を精査したうえで移譲を受けるとともに、その財源の確保にも努めること。

カ 経費負担区分の適正化

国・県と市との間における経費負担関係については、引き続きその適正化に努めること。

また、国・県の補助事業については、国・県との負担区分を明確化し、引き続き超過負担の解消に努めるものとする。

なお、制度の廃止・縮小、又は補助金の削減に伴う市単独事業への振り替えは、所要の財源措置のなされないものについては、一切認めない。

③ 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、基準を超える繰り出しは厳に慎み、徹底した経営努力による経費の削減や、受益者負担の適正化、使用料の収納率向上対策など収入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の健全経営に努めること。

また、一般会計自体が非常に厳しい財政環境にあることを踏まえ、赤字補てんの繰り出しを抑制するとともに、不良債務等を有する経営状況の厳しい特別・企業会計にあっては、不良債務等の解消に向けた対策を講じること。

なお、具体的な予算編成等については、一般会計に準じることとする。

④ 公社等

運営費補助や委託等を行う場合には、内容の精査、経費の削減を図り、限られた財源を有効活用できるよう十分協議・検討するとともに、指定管理者が管理運営を行っている施設については、市民サービスや経費面など、その導入効果について把握・分析すること。

さらに、地方自治法の規定により、議会に事業計画や決算書類の提出が必要な公社等は内容について十分協議・確認しておくこと。